

第43号議案

神戸市監査委員条例の一部を改正する条例の件

神戸市監査委員条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市監査委員条例の一部を改正する条例

神戸市監査委員条例（昭和39年3月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議員」の次に「のうち」を加え、「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年6月11日から施行する。

理 由

議員のうちから選任される監査委員の数を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市監査委員条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(監査委員の定数等)

第2条 監査委員の定数4人のうち, 議員\_\_\_\_\_から選任される監査委員の数は, 2人とする。

のうち

1人

2 略

( 参 考 )

#### 地方自治法ぬきがき

第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

②～⑤ 略

⑥ 議員のうちから選任される監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とする。

#### 地方自治法施行令ぬきがき

第百四十条の二 地方自治法第百九十五条第二項に規定する政令で定める市は、人口二十五万以上の市とする。